

令和5年度 サロン活動に対する助成について

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会

「豊島区民社会福祉協議会サロン活動支援助成要綱」に基づき、町会・自治会をはじめとする区民が主体となって取り組む地域住民のための福祉活動に対して、歳末たすけあい運動などの配分金を財源とした助成を行います。下記内容を十分にご理解の上、申請してください。

1. 名 称 サロン活動支援助成事業
2. 助成目的 町会・自治会をはじめとする区民が主体となって活動する団体の自主的な運営による、高齢者や障害者等の閉じこもり防止や、当事者同士の情報共有、たすけあいを目的とした活動の実施に際し、その活動に係る費用の一部を助成することによって、地域福祉の推進を図ることを目的とします。
3. 対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに実施する活動
4. 対象団体 町会・自治会をはじめとする区民が主体となって活動する団体
5. 対象要件
助成対象となるサロン活動は、以下の項目すべてに該当するもの
(1) 団体の自主的、主体的な活動であること
(2) 広く区民に活動が周知され、区民の誰もが参加できる活動であること
(3) 定期的開催され、年間4回以上実施されること
(4) 次に掲げる活動内容を想定しています
①健康増進活動 ②介護予防、認知症予防活動
③趣味活動 ④福祉や健康などに関する講座や教室による学習活動
⑤当事者間の情報共有 等
(5) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的としないこと
(6) 豊島区をはじめとする公的機関、財団等他から補助金、助成金を受けていないこと
6. 助成基準 助成は、事業開始から3年間を目安とし、地域の状況及び当該団体の活動状況等を勘案し、会長が決定します。(3年間のみの助成ということではありません。)
7. 対象経費 令和5年度の助成額は 90,000円 を上限といたします。
全体の申請状況によっては助成額の上限を引き下げる場合もあります。

項 目	内容及び金額
開催経費	資料印刷代、材料費、茶菓代など 1回あたり 1,500円 (年4回は実施してください)
会場使用料	区民集会室等 (公共施設を利用の場合) 全額 個人宅、民間施設等を使用する場合 1回あたり 1,500円まで
損害、賠償保険料	行事保険等の経費
講師への謝礼等	年間 20,000円を上限

8. 申請手続き

(1) 申請受付締切

令和5年6月30日(金) ※窓口持参または郵送にて。

(2) 申請先

豊島区民社会福祉協議会 共生社会課 共生社会推進(助成金)担当

(3) 申請書類

下記書類を提出してください。尚、様式は下記窓口で配付しています。申請書類のエクセルファイルをご希望の場合は、下記のメールアドレスまでご請求ください。

- ①サロン実施申請書(様式1-1)
- ②活動者(サロンスタッフ)名簿
- ③サロン事業計画書(様式1-2)
- ④サロン事業収支予算書(様式1-3)
- ⑤その他会長が特に必要と認めた場合の関係書類

(4) 注意事項

- ①1団体につき、当該年度中1件の申請を原則とします。
- ②複数の団体が合同で行う事業は、連名で1団体として申請を受け付けます。
- ③審査会開催の関係上、上記申請受付期間後の申請については、助成を受けられません。

9. 申請内容の審査

- (1) 初めての申請団体は、審査会の前に活動内容等を伺うヒアリングを行います。
- (2) 助成の審査は、地域福祉活動費助成審査会において、提出された申請書類により行います。審査会では、助成の適否、助成額等について審査します。

10. 審査の基準

審査会では、下記の項目を基準に審査します。

- (1) 申請事業の予想する成果が、上記2.の目的に適うものであること。
- (2) 助成なくしては、その事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (3) 当該事業が、営利を目的としないものであること。
- (4) 当該事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- (5) 当該事業が助成に頼らず、会費や自己努力等で資金確保に努めていること。
- (6) 継続的な事業が可能であること。

11. 決定・交付請求

- (1) 助成可否の決定は、8月中旬を予定しています。決定通知は、申請書に記入されている担当者宛てに送付します。
- (2) 助成決定後、サロン事業助成金請求書(様式1-4)により請求してください(様式は決定通知時に同封します)。請求書提出後、口座振込により助成金を交付します。

12. 交付決定の取消し及び助成金の返還

下記項目に該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付決定を取消します。助成金交付後の場合は、対象金額を返還していただきます。

- (1) 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- (2) 助成金を対象事業以外に使用した場合
- (3) 助成金が交付された事業を実施しなかった場合
- (4) 実績報告による実績額が、当初申請額を下回る場合

(5) その他交付の条件に違反したと認めた場合

13. 実績報告・精算

(1) 助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内に下記書類を提出してください。
実績報告・精算が完了していない団体は、翌年度の申請はできません。

- ①サロン実施報告書
- ②サロン事業報告書
- ③サロン事業収支決算書
- ④領収書の写しの提出（原本の場合は、提示）
- ⑤チラシや写真等事業の実施状況がわかるもの
- ⑥その他会長が特に必要と認めた場合の関係書類

(2) 上記実績報告による実績額が、申請額に対する決定額を下回る場合は、助成金の一部を返還していただきます。返還が見込まれる場合は、書類提出の前に速やかにご連絡ください。

(3) 実績報告の提出期限は 令和6年4月1日（月）となります。

14. 助成事業の広報について

事業の実施に際し、本会の助成対象事業であることを広く知っていただくために、チラシ・ポスターなどを作成する際には「豊島区民社会福祉協議会助成事業」と掲載してください。また、当会の“のぼり”を貸し出していますので、可能な限り掲出をお願いします。

15. 問合せ・申請先

豊島区民社会福祉協議会 共生社会課 共生社会推進（助成金）担当
〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2 区役所東池袋分庁舎 4階
Tel 03-3984-9375 Fax 03-3981-2946
E-mail tomonii@t.toshima.ne.jp